

総 税 市 第 4 9 号  
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

各 道 府 県 総 務 部 長  
東 京 都 総 務 局 長 様  
東 京 都 主 税 局 長

総務省自治税務局市町村税課長  
( 公 印 省 略 )

道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げに伴う手持品課税の取扱い  
について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号。以下「平成 30 年改正法」という。）の施行に伴う標記のことにつきまして、下記の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

#### 一 手持品課税の対象となる製造たばこの範囲

(1) 平成 30 年改正法附則第 10 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定による道府県たばこ税の課税（以下「道府県の手持品課税」という。）並びに平成 30 年改正法附則第 23 条第 2 項、第 25 条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定による市町村たばこ税の課税（以下「市町村の手持品課税」といい、道府県の手持品課税及び市町村の手持品課税を総称して以下「手持品課税」という。）の対象となる製造たばこは、平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日及び平成 33 年 10 月 1 日（以下「手持品課税の日」という。）前に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項の売渡し又は第 74 条の 2 第 2 項及び第 465 条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこ（手持品課税の日が平成 30 年 10 月 1 日である場合にあっては紙巻たばこ三級品（「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」及び「バイオレット」の 6 品目をいう。）を除く。以下同じ。）で、手持品課税の日において卸売販売業者等（法第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者が販売のため所持する製造たばこである。

したがって、

ア 販売促進用又は消費者モニター用等に供するため製造たばこの所持者の取引先等に無償で引き渡されることが帳簿等により明らかにされているもの

イ 展示用又は試験研究用等販売以外の用途に使用する又は使用している製造たばこ

で、当該用途に使用した後に廃棄する等販売されないことが明らかなもの

ウ 個人である小売販売業者が、手持品課税の日において、自己又は同居の親族の喫煙用として所持する製造たばこで、その数量が平常月と比較して相当と認められ、かつ、その事実が帳簿等により明らかにされているものは、手持品課税の対象とならないものである。

## 二 納税義務者

手持品課税の対象となる製造たばこを所有名義人のいかんを問わず販売のため所持する卸売販売業者等及び小売販売業者は手持品課税の納税義務者となることから、次に掲げる手持品課税の対象となる製造たばこについては、それぞれ次に掲げる者を納税義務者として取り扱う。

(1) 小売販売業者が、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号。以下「事業法」という。）第 26 条第 1 項に規定する出張販売の許可を受けて営業所以外の場所で製造たばこの小売販売を行っている場合において、当該営業所以外の場所で所持する製造たばこ…当該小売販売業者

(注) 事業法第 22 条第 1 項による小売販売業の許可を受けていない旅館、ホテル、喫茶店若しくは飲食店等又は、同法第 26 条第 1 項による出張販売の場所としての許可を受けていない旅館、ホテル、喫茶店若しくは飲食店等が所持する製造たばこについては、手持品課税の対象とならない。

(2) 卸売販売業者等又は小売販売業者が、運送業者又は倉庫業者等の者に寄託その他名目のいかんを問わず保管させている製造たばこ…当該製造たばこを保管させている卸売販売業者等又は小売販売業者

(3) 手持品課税の日に運送途中にある製造たばこ…当該製造たばこの運送先の貯蔵場所又は営業所における荷受人たる卸売販売業者等又は小売販売業者

## 三 所持数量の判定

(1) 手持品課税は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 51 条第 1 項、第 9 項及び第 11 項の規定によるたばこ税の課税（以下「国の手持品課税」という。）が行われる場合に課されるものである。つまり、卸売販売業者等又は小売販売業者が製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する製造たばこの合計数量が二万本以上である場合に課されるものである。

この場合において、小売販売業者の所持する当該製造たばこについては、法第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項に規定する売渡しを経た製造たばこであることから、国の手持品課税で課税対象となる所持数量と同じ数量のものが手持品課税の対象となるが、卸売販売業者等の所持する当該製造たばこについては、法第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項の売渡しを経していない所持数量（卸売のために所持しており、未だ法第 74 条の 2 第 1 項及び第 465 条第 1 項に基づく課税が行われていないもの）と経ている所持数量が併存している場合があり、その場合には後者の製造たばこに係る所持数量が手持品課税の対象となるものである。

なお、卸売販売業者等が小売販売業者を兼ねている場合においては、手持品課税に当たってはその者を卸売販売業者等として取り扱うものであり、小売販売業者として取り扱うものではない。

- (2) (1)に定める製造たばこの所持数量が二万本以上であるかどうかの判定をする場合において、卸売販売業者等又は小売販売業者が当該製造たばこを二以上の場所で所持しているときは、それぞれの場所で所持している数量を合計した数量により判定するものである。
- (3) 卸売販売業者等又は小売販売業者が手持品課税の日前に販売した製造たばこを同日に所持している場合において、当該販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ、代金決済が完了しているもの（販売先が他の卸売販売業者等又は小売販売業者である場合については、当該他の卸売販売業者等又は小売販売業者の手持品課税の日における所持数量に合計されていることが明かなものに限る。）については、当該卸売販売業者等又は小売販売業者の所持数量には含めないこととして差し支えない。

#### 四 申告書等の取扱い

- (1) 手持品課税に係る申告書（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号又は第 25 号）別記第一号様式又は別記第二号様式をいう。以下同じ。）の提出については、「国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の協力について」に基づき、運用上原則としてこれを国の手持品課税に係る申告書と併せて所轄税務署長に提出することとしているところであるが、卸売販売業者等又は小売販売業者が手持品課税に係る申告書と国の手持品課税に係る申告書を併せて当該貯蔵場所又は営業所所在地の都道府県知事又は市町村長に提出した場合には、当該都道府県知事又は市町村長はこれらの申告書を受理することができるものである。

なお、道府県の手持品課税に係る申告書が当該税務署長又は当該貯蔵場所若しくは営業所所在地の市町村長に提出された場合又は市町村の手持品課税に係る申告書が当該税務署長又は当該貯蔵場所若しくは営業所所在地の都道府県知事に提出された場合においては、当該申告書は平成 30 年改正法附則第 10 条第 4 項、第 12 条第 4 項及び第 13 条第 4 項並びに第 23 条第 4 項、第 25 条第 4 項及び第 26 条第 4 項の規定により、当該申告書の提出が行われたときに当該貯蔵場所又は営業所所在地の都道府県知事又は市町村長に提出されたものとみなすものである。

また、複数の貯蔵場所又は営業所を同一の税務署管内で、かつ同一の市町村内に有するものについて、当該貯蔵場所又は営業所ごとの所持数量の明細を記載した書類が添付された手持品課税の申告書の提出があったときは、一の貯蔵場所または営業所において所持していたものとして取り扱うこととして差し支えない。

- (2) (1)により国の手持品課税若しくは市町村の手持品課税に係る申告書が当該都道府県知事に提出された場合又は国の手持品課税若しくは道府県の手持品課税に係る申告書が当該市町村長に提出された場合には、当該都道府県知事又は市町村長は、これらの申告書にも当該都道府県又は市町村の收受印を押なつすることとする。

なお、郵送により当該都道府県知事又は市町村長に提出された道府県の手持品課税又は市町村の手持品課税に係る申告書が提出期限後に到達した場合は、通信日付印（郵便局の消印等）を確認し、そこに表示された日を、当該申告書に併せて提出された国の手持品課税、市町村の手持品課税又は道府県の手持品課税に係る申告書に記載することとする。

- (3) (1)により都道府県知事又は市町村長が受理した申告書は、速やかに当該申告書

に係る税務署長、市町村長又は都道府県知事に送付することとする。

- (4) 手持品課税の納付に関しては、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「規則」という。）第 16 号の 4 様式及び第 34 号の 2 の 5 様式による納付書を使用するものである。

## 五 手持品課税に係る納期限等

- (1) 手持品課税に係る納期限は、平成 30 年改正法附則第 10 条第 5 項、第 12 条第 5 項及び第 13 条第 5 項並びに第 23 条第 5 項、第 25 条第 5 項及び第 26 条第 5 項の規定による納期限となるものであるが、次の場合においても、その納期限は同日となるものである。

ア 手持品課税に係る申告書を提出すべき者が、平成 30 年改正法附則第 10 条第 3 項、第 12 条第 3 項及び第 13 条第 3 項並びに第 23 条第 3 項、第 25 条第 3 項及び第 26 条第 3 項に規定する提出期限を経過した後、納期限までに当該申告書を提出した場合

イ 手持品課税に係る申告書を提出すべき者が、平成 30 年改正法附則第 10 条第 6 項、第 12 条第 6 項若しくは第 13 条第 6 項又は第 23 条第 6 項、第 25 条第 6 項若しくは第 26 条第 6 項の規定により読み替えて適用される法第 74 条の 20 第 1 項から第 3 項まで又は第 480 条第 1 項から第 3 項までの規定による更正若しくは決定を受けた場合において、都道府県知事又は市町村長がこれらの規定による通知をした日から一月を経過する日が、平成 30 年改正法附則第 10 条第 5 項、第 12 条第 5 項及び第 13 条第 5 項並びに第 23 条第 5 項、第 25 条第 5 項及び第 26 条第 5 項の規定による納期限前である場合

- (2) 手持品課税に係る期限後申告書が提出された場合において地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 125 号）附則第 5 条若しくは第 9 条、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 126 号）第 4 条若しくは第 6 条又は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 127 号）附則第 2 項若しくは第 3 項の規定により読み替えて適用される地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「施行令」という。）第 39 条の 14 又は第 53 条の 5 に定める場合に該当すると認められる場合は、法第 74 条の 23 第 7 項又は第 483 条第 7 項の規定により不申告加算金は課されないものである。

## 六 返還に係る控除又は還付

- (1) 卸売販売業者等が手持品課税の日以降に、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県及び市町村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち手持品課税の対象となった製造たばこの返還を受けた場合には、当該手持品課税に係る税額に相当する金額を、法第 74 条の 14 及び第 477 条の規定に準じて、それらの規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額及び市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額及び市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付することとされているものであるが、この場合、当該卸売販売業者等は、規則第 8 条の 6、第 8 条の 7 又は第 8 条の 9 及び規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき規則第 16 号の 5 様

式（返還に係る製造たばこの明細書）中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて手持品課税が行われた又は行われるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量を記載した上で、同様式による書類を同申告書に添付するものである。

(2) 手持品課税の対象とならなかった製造たばこが、手持品課税の日以降に小売販売業者から卸売販売業者等に対し返還された場合の法第 74 条の 14 及び第 477 条の規定の適用に当たっては、当初の小売販売業者に対する売渡しにより課された、又は課されるべき道府県たばこ税額及び市町村たばこ税額のみを控除又は還付するものである。

## 七 帳簿記載義務

小売販売業者（手持品課税の日において、製造たばこの所持数量が明らかに三（1）に定める数量に満たないと認められる者を除く。）は、手持品課税の日の 7 日前から手持品課税の日の 7 日後までの間は、地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）第 6 章 21 の規定にかかわらず、施行令第 39 条の 13 第 4 項第 1 号の規定により、製造たばこの販売数量を販売年月日ごとに記帳することとする。

## 八 所持数量の情報共有

二以上の都道府県にそれぞれ貯蔵場所又は営業所を有する卸売販売業者等又は小売販売業者が手持品課税の日に所持する三（1）に定める製造たばこの合計数量が二万本以上であるかどうかを判定する必要がある場合には、手持品課税の対象となる製造たばこの所持数量の判定が、国の手持品課税の基準によっていることから、税務署において確認されることとなる。

この場合、都道府県及び市町村からそれぞれ照会するのではなく、地区税務協議会等を通じ、情報を共有しながらその事務を行うことが適当である。

## 九 たばこ小売販売店情報の管理

「国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の協力について」に基づき、手持品課税対象者名簿として手持品課税の事務上必要となるたばこ小売販売店の住所等の情報（①販売店コード、②たばこ販売店の名称（漢字及びカナ）、③伝票表示販売店名、④たばこ販売店の住所及び郵便番号、⑤行政区コード、⑥たばこ販売店の電話番号、⑦小売販売業許可年月日、⑧たばこ販売店の規模区分及び⑨一定期間買受事績のない店舗）については、各都道府県及び市町村に送付される場所であるが、当該たばこ小売販売店情報については、地方税法第 22 条の規定により、職務上知り得た事項として守秘義務が課されるものであるため、当該たばこ小売販売店情報の管理について適切に対応しなければならないものである。